令和８年度　第１回　三条市都市計画審議会議事録

１　開会の日時及び場所
令和８年８月 20 日（木）　午後１時 30 分から２時 30 分まで
三条市役所　三条庁舎３階　第一会議室

２　審議会委員の現在数　17 名

３　出席委員　15 名
１号委員　松川 寿也
河原井 拓也
杉井 旬
金子 靖
遠藤 強
五十嵐 龍二
栗原 一郎
２号委員　浅間 正直
長谷川 一成
３号委員　米山 哲郎
石川 克広
４号委員　西村 邦明
竹山 嘉一
内山 信一
白鳥 賢

４　欠席委員　２名
曽根 忠幸
木村 博史

５　審議会の事務及び説明のための出席者

三条市建設部	部長	三巻 正志
三条市建設部建設課	課長	西川 聡
	建設課長補佐	滝口 靖浩
三条市建設部建設課計画整備係	係長	髙橋 良太
	主任	森　宇史
	主任	高山 朋和
	主事	吉原 祥子

６　報道機関傍聴
　　株式会社　建設速報社

７　一般傍聴　なし

８　会議に付した議題等
　　議　第１号　三条市都市計画審議会副会長の選出について

　　報告第１号　三条市都市計画道路の見直し案について

部長	それでは、定刻となりましたので、これより令和８年度第１回三条市都市計画審議会を開催させていただきます。 どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、御多用、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。 本日の審議会につきましては、まず議第１号といたしまして、本年５月に〇〇副会長が退任されたことに伴い、後任の副会長の選出をお願いしたいと思います。 次に、報告第１号といたしまして、都市計画道路の見直し案についてを説明させていただきます。 こちらにつきましては、三条市には現在、計画決定されている都市計画道路が 41 路線にございます。 長期にわたり整備が進んでいない路線もあることから、新潟県が策定いたしました都市計画道路見直しガイドラインに基づき、その必要性等を改めて検証し、見直し案を作成したところでございます。 皆様から御意見等をお伺いできればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、ここからは〇〇会長から進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	〇〇でございます。以降の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 では、早速、議事から入らせていただきますけども、その前に、新年度第１回の開催ということで、一部委員の交替もございますので、自己紹介をお願いできればと思います。
委員	（自己紹介）
会長	はい、ありがとうございました。 なお、〇〇委員、〇〇委員は所用のため欠席される旨の御連絡をいただいております。 続きまして、本日の出欠を報告させていただきます。 委員数 17 名のところ、出席 15 名、欠席２名でございます。 よって、三条市都市計画審議会条例第４条第２項の規定により定数、定足数に達しておりますので、会議を始めさせていただきたいと思います。 まず、お手元の資料の御確認お願いいたします。 本日使用の資料は、事務局より事前送付のありました次第及び資料と机の上に置いてございます三条市都市計画審議会条例、三

	条市都市計画審議会運営規程、三条市都市計画図になります。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。 　それでは、議第１号「三条市都市計画審議会副会長の選出について」を上程いたします。 　事務局の説明、よろしくお願いします。
課長	皆さんお疲れ様です。事務局の建設課、〇〇でございます。よろしくお願いいたします。それでは、副会長の選出につきまして、今回、副会長の退任があったことから、後任の副会長を選出させていただきたいと思います。 　なお、選出方法につきましては、三条市都市計画審議会条例第３条第１項の規定におきまして、委員の中から互選するとなっておりますので、よろしくお願いいたします。
会長	はい。只今、事務局から御説明ございましたけども、委員の中からの互選ということでございます。いかが計らいましょうか。 （会長一任の声あり） 　ありがとうございます。 　会長一任の声がございましたので、副会長の選出の方法につきましては、会長の指名推薦によりたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。 （異議なしの声） 　はい、ありがとうございます。御異議なしということでございますので、副会長を会長より指名をさせていただきます。 　前任の副会長は〇〇さんでございましたけども、この新副会長はその〇〇委員を指名したいと思いますが、御異存ございませんでしょうか。 （異議なしの声） 　はい、では、御異議なしと認めさせていただきます。 　それでは、〇〇委員を副会長と決定いたします。 　副会長さんより御挨拶していただきたいと思います。よろしくお願いします。
委員	改めまして、〇〇の〇〇と申します。

	前任〇〇が、副会長を務めていたということで御指名をいただきましたが、新任であるにも関わらず甚だ恐縮ではございますが、務めさせていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いします。ありがとうございました。 では、続きまして、三条市都市計画審議会運営規程第４条によりまして、議事録署名委員１名を指名いたします。 〇〇委員にお願いしたいと思いますので、後日、議事録に署名お願いします。 それでは、続きまして、報告第１号「三条市都市計画道路の見直し案について」を上程いたします。 こちらにつきましては、審議会に諮問される議題ではなく、審議会へ報告した上で、審議会としての御意見をいただくというものでございます。よろしくお願いいたします。 では、事務局から説明よろしくお願いします。
課長	それでは、「三条市都市計画道路の見直し案について」御説明させていただきます。 以降、着座にて説明させていただきます。 お手元に事前にお配りしました三条市都市計画道路の見直し案についてという資料、御準備いただきたいと思います。 資料の１ページをお願いいたします。 まず、都市計画道路について簡単に御説明いたします。 都市計画道路は、都市計画法に基づき、長期的視野をもって都市像を検討し、あらかじめルートや幅員などが決められた道路であり、都市の骨格を形成する主要な道路でございます。そのため、道路法に基づいて定められる市道などの区分とは意味合いの異なる道路となります。 三条市では、現在 41 路線、延長で約 75 ㎞の都市計画道路が決定されており、内訳としましては、「幹線街路」が 32 路線、「区画街路」が９路線でございます。 続いて、(2)都市計画道路の区域内における制限についてでございます。 都市計画道路の区域内では、建築制限が生じることから、建築行為を行う場合は三条市長の許可を受ける必要があり、建築物に一定の制限をお願いすることになります。 次に、２ページをお願いいたします。 都市計画道路を見直す目的について、御説明申し上げます。 新潟県が策定した「新潟県都市計画道路見直しガイドライン」

	によると、解決すべき課題として３点が上げられております。 記載の通りではございますが、概略を御説明させていただきます。 　まず、「都市計画道路の必要性の検証」でございます。 　都市計画道路の中には、都市計画決定から長期間未着手となっている道路がございます。計画決定から時間が経過する中で、人口減少や少子高齢化の進行、自動車交通需要の減少など、社会情勢が変化しております。こうした変化に伴い、当初、道路に求められていた機能や役割についても変化している可能性があることから、長期間未着手となっている都市計画道路については、現在の状況を踏まえ、その必要性について改めて検証する必要がございます。 　次に、「計画に対する住民意識の多様化への対応」でございます。 　都市計画決定から長い時間が経過することで、計画そのものに対する住民の意識も多様化しております。計画の廃止を求める意見や早期に整備してほしいという意見も考えられ、計画についての合意形成が困難になることも考えられます。 　３つ目に、「長期にわたる私権の制限」でございます。都市計画決定に伴う建築制限など、私権が制限されることになります。 これらのことから、三条市の都市計画道路についても、その必要性を検証し、見直しを実施するものでございます。 　次に、３ページをお願いいたします。 　都市計画道路の見直しについては、今程申し上げました新潟県が策定したガイドラインに基づき、大きく３つの観点から検証を行いました。 　１つ目は、まちづくりの観点です。現在の都市計画道路が沿線の地域コミュニティや歴史的・文化的資産などに対し、大きな影響がないかを確認しております。 　２つ目は、交通状況の変化の観点です。周辺道路の整備等によって、既に必要な交通機能が確保されているか、また、将来的に交通量の増加が見込まれるかを確認しております。 　３つ目は、道路ネットワーク形成や道路構造上の観点です。 接続する道路の見直しによってネットワークに影響が出ないか、また現在の基準から見て整備が困難となっていないかを確認しております。 　なお、今年３月に策定した「三条市都市計画マスタープラン」においても、都市計画道路の整備に関することや、長期未着手となっている都市計画道路の見直しについて、示しているところでございます。

	検証結果につきましては、資料の４ページから７ページに記載しております。 まずは４ページをお願いいたします。A3 の見開きでございます。 この表の見方としましては、左側の縦列が路線名を示しており、表の中ほどに現時点の整備状況を示しております。 整備状況につきましては、整備済の路線や未着手、暫定改良済、事業中がございます。そして、その右隣の列は、それぞれの路線の見直しの方向性を示しております。ほとんどの路線が見直す必要はないと考え「継続」をしている中、下段の４ページ下段の赤く着色した路線は、「廃止に向けた検討」、すなわち「見直しの候補路線」としております。 このように、５ページ、６ページ、７ページも同じように検証結果を示させていただいております。 総括させていただきます。８ページをお願いいたします。 検証の結果、今回廃止を含めた見直しを行いたいと考えてる路線は、県央大橋周辺、北三条駅周辺、本成寺周辺の３地区、４路線でございます。 ９ページにはこの路線の位置を示させていただいております。 県央大橋周辺につきましては、９ページの左上、燕市との市境部分でございます。 同様に、北三条駅周辺は９ページの真ん中部分にあたりまして、本成寺周辺は９ページの左下部分でございます。 それでは、１路線ずつ具体的に御説明を申し上げます。 10 ページをお願いいたします。まずは、県央大橋周辺の「都市計画道路　下須頃殿線」でございます。左側の現状に記載の通り、この路線は、沿線との高低差があるため、沿道利用が困難な状態です。また、現在、この道路につきましては、車両の通行に支障がない道路が整備されていることから、都市計画道路としての整備の必要性が低い状況でございます。さらに、並行する国道 289 号が代替機能を有していることから、交通機能についても一定程度確保されております。このため、右側の図面の通り、全線を廃止の候補路線として上げさせていただくものでございます。 なお、この路線は燕市との道路と接続していることから、今後、燕市と協議を行った上で手続きを進めてまいりたいと考えております。 続いて、11 ページをお願いいたします。 北三条駅周辺の「都市計画道路　東三条五ノ町線及び三条四日町線」の２路線でございます。 まず、左側の図面において、道路の位置について御説明申し上

	げます。 「東三条五ノ町線」は、神明町の第四北越銀行周辺から三之町病院を越え、本町６丁目交差点を結ぶ路線でございます。 「三条四日町線」につきましては、嵐南方面、図面の下側の嵐南方面から常盤橋を渡り、本町通りの交差点から北に延びた路線でございます。この２路線でございますが、御覧のとおり、道路法線上に神社仏閣があり、事業困難であることから、右側の図面のとおり、①と③区間については廃止の候補としております。また、②区間につきましては、北側に弥彦線側道の「都市計画道路側道２号線」、南側には三之町病院前の市道南北 443 号線の並行する道路が整備されており、代替機能が確保されていることから、廃止の候補とさせていただいております。 なお、これらの区間を廃止した場合でも、消防活動困難区域は発生しないことを確認しております。 一方、①と②区間の間に残された路線につきましては、交通量推計の結果から、嵐南・嵐北方向の交通機能は維持する必要があることから、北三条駅前の「都市計画道路 北三条線」及び御蔵橋が架設してある「都市計画道路 三条東本成寺線」を繋ぐ路線として、廃止ではなく継続と考えております。 次に、12 ページをお願いいたします。 本成寺周辺の「都市計画道路 西本成寺線」でございます。 左側の図面を御覧のとおり、計画法線上に神社仏閣があることから、この区間は事業化が困難となっております。そのため、右側の図面のとおり、南北を繋ぐ「都市計画道路 三条東本成寺線」から国道８号までの区間について廃止の候補とするものでございます。周辺には、北側に「市道一中裏通り線」や、南側には「都市計画道路 西大崎西本成寺線」が並行するように整備されており、代替機能が確保されております。また、廃止した場合でも消防活動困難区域は発生しないことを確認しております。 今回の見直し案について、改めて整理をさせていただきます。恐れ入りますが、８ページをお願いいたします。 ８ページの①県央大橋周辺「都市計画道路 下須頃殿町線」は、全線廃止の候補とさせていただきます。 ②の北三条駅周辺「都市計画道路 東三条五ノ町線」及び「三条四日町線」については、一部区間を廃止の候補とさせていただきます。 ③の本成寺周辺「都市計画道路 西本成寺線」は、一部区間を廃止の候補とさせていただいております。 これら４路線につきましては、周辺道路による交通機能の代替が可能であること、廃止した場合でも消防活動困難区域が発生しな

	いことを確認した上で見直しの検討をしているものでございます。 なお、この４路線以外の都市計画道路につきましては、渋滞解消などの観点において必要性が認められることから、継続の方向で整理をさせていただいております。 最後に 13 ページをお願いいたします。 スケジュール、そして今後の進め方について御説明申し上げます。 本日、都市計画審議会で御説明をさせていただいた後、８月 26 日に三条市議会経済建設常任委員協議会へ同様の説明をさせていただきます。その後、９月頃にパブリックコメントを実施し、広く意見を募るとともに、該当の３地区においても住民説明会を開催する予定でございます。ただし、本年度は北三条駅周辺の路線のみ住民説明会を開催したいと考えております。 その理由を申し上げますと、恐れ入ります、また８ページをお願いいたします。 ①の県央大橋周辺につきましては、まず燕市との協議が必要であることから、燕市と協議が整った後に進めてまいりたいと考えております。 加えまして、③本成寺周辺につきましては、都市計画道路の曲線に沿って設置された用途地域、この用途地域も含めた見直しの検討が必要であることから、これらを整備した後で進めてまいりたいと考えております。こちらの「西本成寺線」ですが、お配りした都市計画図で、その路線の曲線と都市計画の用途を御確認いただければと思います。 このため、県央大橋周辺と本成寺周辺に、この２地区につきましては、令和９年度以降順次進めていく予定でございます。 改めて、13 ページをお願いいたします。 ９月に予定している住民説明会は北三条駅周辺のみとさせていただきたいと考えております。その後、関係機関との協議を進め、都市計画変更に向けた手続きを進めてまいりたいと考えております。 北三条駅周辺の都市計画道路の見直しにつきましては、令和９年２月頃に改めて都市計画審議会へお諮りするとともに、令和９年３月につきましては、三条市議会へ報告、説明を行った後、都市計画の変更を予定しているところでございます。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。
会長	はい、ありがとうございました。では、只今から、事務局の説明につきまして御質問、御意見等確認させていただきたいと思い

	ますが、いかがでございますでしょうか。 　今回、道路の見直しということでございます。廃止の候補が上げられておりますけれども、これにつきまして、御意見がありましたら。
委員	いくつか聞かせていただきたいと思います。まず、今回対象となる見直しの対象となる４路線について、今日配られていた都市計画の図面で確認はしたのですが、それが正しいかどうかを知りたいので、それぞれ都市計画決定した年を教えていただけますでしょうか。
課長	まず、県央大橋周辺の「下須頃殿町線」でございます。 　都市計画決定につきましては、当初が昭和 48 年 12 月でございます。その後、変更を繰り返しまして、今現在、平成６年３月が最新の都市計画決定となっているところでございます。 　続きまして、北三条駅周辺の「東三条五ノ町線」でございます。 　当初、昭和 38 年 12 月に都市計画決定が行われ、その後変更があり、直近では、昭和 61 年２月の決定でございます。 　続きまして、同じく北三条駅周辺の「三条四日町線」でございます。 　こちらは、当初、昭和 16 年８月の都市計画決定で、その後、変更があり、昭和 54 年２月が最新の決定でございます。 　最後に、本成寺地区「西本成寺線」につきましては、当初は、昭和 16 年８月、最新は昭和 54 年２月の決定となっているところでございます。
委員	そうしますとですね、計画決定からの年数を考えると、「下須頃殿町線」でも 53 年かかってる、53 年経っているということですね。「東三条五ノ町線」は 63 年、「三条四日町線」は 85 年経っている。「西本成寺線」も同様ですね。戦時中の都市計画決定なのですが、それだけ長い間、ある意味私権を制限してきたわけですけれど、その関係する市民、地者者の皆さんにとっても大迷惑なんだと思うのですよね。その人たちの意向確認等はまだ、されてないということですか。されていた上で話が進んでるのですか。それともまだされてはいないんでしょうか。
課長	御指摘の通り、この地区の住民の皆様方に説明はこれからになっております。 　先ほどスケジュールで御説明させていただきました、本都市計画審議会で御説明させていただいたあと、９月頃にパブリックコ

	メントで広く意見をいただくとともに、この３地区につきましても住民説明会開催する予定でございますので、そちらで御説明させていただいて、皆様方の意見を聞いてまいりたいと考えています。
委員	別に今現在、都市計画を担当している皆さんが、ここが悪いだとか責める気はないですし、もちろん今の皆さんが責任があるということではないとは思います。思いますけれど、行政がやったこととして、ずっともう 85 年間、自分の土地なのに３階建てが建てられないとか制限を加えてきたわけですね、行政が。 そこをどう捉えるか、どう反省の意を表すとかですね、申し訳なかったなと言う気があるのかないのかというのはすごく大事なことだと思っていて、法的な問題じゃないですよ。でも、都市計画で、都市計画道路です。ここはあの法線に、あなたの土地は法線にかかりましたから、そこは勝手にビル建ってはいけませんと言ってきたわけですよね。そこに対する配慮というかをどういう風にしようと思ってらっしゃるのか、そこをお聞かせください。
課長	御指摘の通り、全くもってその区域で制限された住民の方に対しましては不自由な制限を強いられたことと考えております。 都市計画道路を廃止することで建築制限が解除されて土地の利用の自由度が上がる一方で、全く御指摘の通り、今までの不自由な生活というのはどうなるんだというところの配慮は十分理解しているところでございます。 市として、まずはこの住民説明会で丁寧な説明をさせていただく中で、その地権者、住民の方から理解を得てまいりたいと考えているところでございます。
委員	関係者というのはですね、決して今の所有者だけじゃなくて、これは 85 年も経ってるわけですから、以前の所有者がその土地を手放すときに、私権の制限が掛かっているから高く売れなかったということだってあるわけですよね。その他、色んな意味で、損害とは言いませんけれど、損しちゃったなという人もいるわけですから、それらも含めた対応を、行政として丁寧な対応を考えなきゃダメだということをすごく感じていますので、ぜひそれは、もしこの変更が認められるのであれば、そこは丁寧に、謝罪も含めですね、皆さんがという意味じゃないですけれど、行政が謝罪をすべき事柄なんじゃないかなという風に私は思います。 それから、他の４路線以外は今回見直しの対象としないということなのですけれど、それこそ県の部長さん、局長さんもいらっ

	しゃいますけれど、この都市計画路線図見れば、三条の交通って、この外郭の「大島東大崎線」だとか「西大崎西本成寺線」だとか「８号線」外郭の環状線が出来上がってれば、通過交通、真ん中、街の中入らないのだからそんなに渋滞しないんですよね。でも、その外郭の環状線、ここに書いてある法線が全然できないから、いつまで経っても街の中の都市計画道路をもうちょっと広げなきゃ渋滞解消できないということになってるわけですよ。根本は、外郭環状線をきちんと作る計画はしてあるけど全然進まない、289 号も全然進まないわけですよね。そこが問題なのであって、それを、その順番を放置しておいて、中の市街地の内部の都市計画道路、どうしようこうしようと言ってみたところ、本来始まらない話で、外の環状線しっかり作りましょうよというところが本筋だと思うのですよ、道路行政は。そこを、外側が手付かずで真ん中だけいじってみたところで、それは市民受けはいいかもしれませんけれど、何の効果も生まないことになるんじゃないかと思うんですけれど、その辺りの考え方を。
課長	貴重な御意見、大変ありがとうございます。おっしゃられる通り、その外環道路の整備というのは非常に三条市にとっても重要と考えております。 これまでも、そしてこれからもなんですけれども、その三条市内の渋滞の解消、あるいはその都市づくり、まちづくりを進める上で、整備効果の高い路線をしっかりと見定めて、その区間を優先的に整備していくという姿勢を変えることなく、また、都市計画マスタープランに基づいて優先順位をつけながら、都市計画道路の整備を進めてまいりたいと考えております。
会長	はい、ありがとうございます。
委員	では、燕市との話し合いもこれからなんだということなのですか。
課長	おっしゃる通りでございます。事前の内々協議は、お話はさせていただいておりますけれども、正式な協議はこれからさせていただこうと思っております。
委員	はい、わかりました。もうこれでやめますけど、大体今年３月に都市マスの時と、この半年近く、約５か月ずれたというところが多分、背後になんかあったんだろうなという風には思いますけど、それはそれとして、さっき言ったように、この都市計画道路

	というその私権を制限する問題について、結局 80 年間かかって、手をつけられませんでしたということは、これはやはり今後の教訓としてしっかり残していくべきことだと思います。 　あまり安易に都市計画で私権の制限をかけてできなくなった時には、非常に市民の方、特に関係者、地権者の方に迷惑をかけるんだと、だからそこは慎重じゃなきゃダメなんだということを今回改めて、皆さんももうちょっとしっかり感じていらっしゃるんでしょうけど。 　ただ、事前に送られてきた、私たちのとこに送られてきた資料には、それぞれ、この見直しとなる４路線の都市計画決定の年数も書いてないわけですよ。今日聞かなきゃ教えてくれない訳でしょ。 　そこは申し訳なかったなという気持ちを、やはり気持ちというか、その教訓を残すという意識を持っていただきたいという要望だけしております。
会長	はい、ありがとうございます。他はいかがでございますでしょうか。 　先ほど委員から御指摘ありましたけども、その長期間、私権を強いてきたという、これは三条だけでなく、全国的な問題ですから。そういう背景もあって、国交省も、平成 20 年代の初めぐらいですかね、全国の長期未着手の都市計画道路を早急に見直しましょうということで。それで全国的にそういう取り組みが始まってて、でもそうは言っても、ちょっと遅い感がありますので、もう令和８年と時間は経ってますので、もう少し早めに、遅れてる部分もありますので、そこはちゃんと丁寧に御説明いただいて、その方が御納得いただくような形で、御説明の方をよろしくお願いいたします。 　はい、他、何か道路に関してお願いいたします。
委員	よろしいですか。この 11 ページのですね、「三条四日町線」の話と 12 ページの「西本成寺線」の話なんですけど、先ほど、昭和 16 年８月に決定したということなんですけども、ここの現状の説明のとこにですね、神社仏閣等があり、事業が困難であるということなんですが、これはそもそも計画をしたのが戦時中だったから、神社も当然、その神社仏閣壊さなきゃ作れないと思うんで。 　で、お聞きしたいのが、神社仏閣があると、戦時中はちょっとわからないですけど、戦後、特にもうここ十数年になって神社仏閣壊して道路作るってのはまずありえないというのが一般的な常識だと思うんですけど、なぜこのタイミングでこれを廃止する

	ことになったのか、このタイミングだった理由を教えていただきたい。
課長	御質問ありがとうございます。先ほど会長さんの方からも御指摘ありました。まずは、三条市のスタートが遅れているところは反省すべき点でございます。 今、委員から、なぜ今このタイミングで見直しをするのかということでございますが、ありきたりな回答となってしまって申し訳ございませんが、長期事業化されていないことで土地所有者の方にその建築制限をかけている、御迷惑をかけていることや、近年、人口減少、そして交通量の減少、交通需要の変化といった社会情勢の変化が起こってる中で、国、県から都市計画道路の見直し促進を推奨されているということで、我々としてもこのタイミングで進めていかなければいけないとを改めて考えているところでございます。
委員	はい、ありがとうございました。続きまして、先ほど〇〇委員のお話にありましたが、あと、今課長さんの御説明にもありましたが、交通需要がもうかなり変化していましてですね、この市街地の内部のところを今いじるよりも、今ある既存の外環的なところを再改修して外環的な道路を作るという方向に、その今おっしゃった交通需要の変化があるんで、そういった方向でですね、この廃止はわかるんですけど、新しいところをセットで考えての廃止なんでしょうか。
課長	基本的には、周りの道路の交通の流れが良くなることが前提の配置と考えているところでございます。 委員から御指摘があったように、ここを廃止することで周りが逆に混雑、交通渋滞することでは廃止の意味がないわけでございますので、そういったところをしっかりと注視した中で、必要に応じて周りの道路の拡幅についてもしっかりと検討していく必要があると考えております。
委員	はい、ありがとうございました。
委員	最近では、原仙さんの前は結構うまくいったと思うんですけど、ああいう風な感じで、三条市の交差点の角地をなんとか今、手放したい人もいるだろうし、そういうところをちょっと手直しして、交差点を広く、角を広くするだけでもいいんじゃないかなというのと、あと、北三条から真っ直ぐ突き抜けられるのを、な

	んか一方通行になってますけど、例えばそこで角の家が１軒なくなれば、なんか交互通行できるような形にもなるんじゃないかなと。割とこう少ない予算でできそうな気がしますけど。要するに角地、もう亡くなりましたけど、○○さんなんかが、五ノ町の角、俺、寄附すんだってって言って、俺にずっと言ってたから、あっちこっちにちょっと寄附すんだって、寄附しないと悪いから寄附するような方向で喋ってましたけど、どうなったか。あそこだとは少しいいんじゃないかな。交差点と新大橋のとことか、そういうところ、いかがですか。
課長	御指摘ありがとうございます。全くおっしゃられる通りでございます。 道路を作る、とにかく、特に都市計画道路を作るためには多額の費用、そしてものすごい時間がかかることが想定されます。実際にそうなっているんですけれども、そういった中で、例えば今御意見ありました嵐南の原信さん前、嵐南バイパスにおきましては、道路を拡幅したり、要は、ハード整備以外で、信号のその時間を警察さんの方で工夫していただくとか、そういったことでその渋滞の解消につながるところも多々あるということもありますので、ハードにこだわることなく、そういったソフト的なものも総合的に含めた中で、道路の改良と言いますか、そういったものを検討していく必要があると考えておりますので。 今ほど、その北三条駅の真っ直ぐの一方通行につきましても、この道路は県の道路ということもありますし、広げる、角地であっても、広げるには家屋の補償とか色んな制限がかかってくることもありますので、そういったところも、交通需要の必要性というところを検討する中で、そういったところを新潟県さんと色々相談をさせていただければと考えています。 ○○委員、原信さんではなくて原仙さんですか。
委員	原仙さん。
課長	失礼しました。原仙さん、そうですね、カーブのところ切良くさせていただいて、交通がスムーズになるようにさせていただきましたが、そういったような形で、少しの改良で交通渋滞、交通がスムーズに流れるように工夫していきたいと考えています。
会長	他はいかがでございますでしょうか。まだお時間ございますけれども。 道路の見直しが、廃止の路線があって、候補として上がってお

	りますけども、その候補に上がってない部分も含めて、何かこう道路のことで御意見ございましたら。
委員	はい。１つちょっとお伺いしたいのが、北三条駅周辺の件でですね、ここを廃止区間①、②で廃止して、で、残った部分を南北に繋げていくみたいなクランク状がどんどんできていって。この北三条駅の脇を通っている、この北三条線ですね、これもいわゆる産業通りに当たると、そこが丁字路になって終点になるみたいな形で、非常になんか、私も実生活使ってても、クランク、クランク、クランクで、あまりいいものではないような気はしてるんですが、ただ、都市計画道路はもっとこうスムーズなものを目指して作ってもいいんじゃないかとは思うんですが、その辺、現状、こうされたメリット、デメリットみたいな、検討されたことがあればお聞かせ願いたいと思います。
課長	まず、御指摘の通りで、道路であれば真っ直ぐ直線というのが理想でございます。 その中で、わざわざこのクランクを残した理由といたしましては、その残した部分が、もともと都市計画道路としての制限がかかっていたということもあり、残させていただいたところでございます。改めてその都市計画道路を設定するには、建築制限というものを張らなければいけないということもあり、住民の方の御納得というのはなかなか難しい、厳しいのかなというところもありまして、今回、元々都市計画道路の一部を残させていただいて、ちょっとクランクにはなっておりますが、南北は交通がスムーズに通行できるように残させていただいたところでございます。
会長	他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 クランクみたいな形で残ってしまったということで、確かに車運転してる立場からすると、こう真っ直ぐスーと行けた方が非常にいいんですけど、逆にそういう時だと、車だとスピードがどんどんどんどん出ていくので、歩行者の方とか自転車の方はちょっと怖がるというところもあります、街中は。ですので、運転をする側からすると、確かに真っ直ぐですよね、すいませんけど、歩行者の方からするとちょっと抵抗があったりなんかもします。その辺のことも考えながら、道路の見直しは、交差点のなんか改良みたいな話もあり、こういう小さい部分の見直しも含めて、今回見直し、廃止の効果が掲載されていますけども、この見直しの検討、検証というのは定期的にやられるんですか。

課長	御指摘の通り、これでもう見直し終わるというわけではございません。今後もまた人口減少、そして社会情勢が色々変わっていく中で、もちろん都市計画道路も見直ししてしていく必要があると思っておりますので、そういったところを注視しながら、また見直しのタイミングで検証していきたいと考えております。
会長	おそらく、多分、今日上がってきた路線以外でも、その古い時代に決まったその都市計画道路がかなりあると思うんですね。 私もこの一覧表の中に、いつ都市計画決定したのかなと年次がなかったので気になったのですけれども、結構そういう古い道路があるかと思いますので、そういうのを定期的に検証して、交通量がやはり変わって、人口も減っていきますので、ドライバー、交通量自体がもしかしたら全体的に減っていくようなことも言われてますので、この見直しの取り組みはぜひ継続的に検証いただく方がいいのかなと。
課長	ありがとうございます。
会長	はい、ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。
委員	今まで出た御質問もそうなんですけど、結構その都市計画法がその私有財産も制限するもんで、結構強力な法律だと思うんですけど、今のその見直しに期間を要したりするその法律の不備に対しては、改正のなんかお話とか、その法律の不備に対する指摘みたいなものってあるもんなんですか。
課長	特に、特段その都市計画法に対する不備そして見直しというものは、我々三条市の方には入ってきていないところではございますが、先ほど会長の方からもありました都市計画道路、なかなか見直しが進んでいないということで、都市計画法が平成 20 年前半に改正されて、道路にこういった制限を加えている。特にその住民の方に苦慮を与えている道路の見直しというものは進めていこうという法改正があったことから、順次時代に沿った法改正のところが進んでいくものだと考えておりますが、今現在、特に不備があったというものは聞いていないところでございます。
委員	つまり 50 年というと、50 年前の５年、10 年と、今の５年、10 年、かなり社会情勢の変化、スピードが早くなっていると思うわけで、そういう意味では、私も含めてですけど、政治家の皆さんの責任も多分にあるんじゃないかなと。あまり行政に文句を言っ

	てもしょうがないというかですね。こう、なんとなく法律の不備の気がしまして、改正の期間、見直しの期間とかもされてないとすると、これは法律の問題ですよねって思ったりするわけで、そういう意味では、私たちも一緒にその法律の不備に関して情報を共有して改正に働きかけていければなと思いますので。
会長	ありがとうございます。今の我々が使ってる都市計画法は1968年にできた法律で、法律自体もだいぶ古くてですね。時代の流れもだいぶ変わってますので、やはりちょくちょく改正はたくさんやってはいるんですが、なかなかできるところに限りと言いますか、難しいところがあって。そうは言いながらもどこかでやはり抜本的な改正は考えていかないといけないと。都市計画法の法律は、東京がスタンダードで大都市を基準に作られた、当時はまだ高度経済成長期、高度経済成長期の後半ぐらいですけども、それでもまだ人口が増えていた時代で、地方はまだこれから人口が伸びていくという時代に作られた法律ですので、もう人口も増えませんので、そういう意味でもやはりそろそろ都市計画法の抜本的な改正は必要ではないかということは、しばしば国交省の中では言われてはいるんですけども、大体そういう話題になっても、また色々政治的な話があって、また次の回、次の回みたいな形で先延ばしになっているのが現状です。 はい。他はいかがでございますでしょうか。 大体時間になりましたけども。よろしいでしょうか。 では、時間になりましたので、報告第1号三条市都市計画道路の見直し案につきましては、これで終了ということにしたいと思いますが、特段、御意見ございませんでしょうか。 （異議なしの声） はい、ありがとうございます。 御異議ございませんので、報告第1号三条市都市計画道路の見直し案につきましては、以上で終了したいと思います。 以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしましたが、特に何かこの場で何か申し上げたいこと等はございませんでしょうか。
委員	過去は過去で、これからプラス思考で物事を進めていったらいいと思います。

会長	ではこれを持ちまして本日の都市計画審議会の議事を終了いたします。 最後に事務局からお知らせがございますので、よろしくお願いします。
事務局	（報酬等についての説明）
会長	はい、ありがとうございます。では、本日審議会、これで閉会とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。